

## 参加説明書（公募実施要領）

本業務に係る公募型プロポーザル方式による手続は、令和7年度予算が成立する前の準備行為として実施するものであり、令和7年度予算が成立しない場合は、この限りでない。

### 1 業務概要

(1) 業務名 令和7年度県立病院経営人材強化総合対策業務

(2) 業務の目的

本業務は、総務省の公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和5年3月に策定された沖縄県立病院経営強化計画（令和5年度～令和9年度）について、当初想定した計画と実績が大幅に乖離しているため、資金不足比率に抵触する可能性が危惧されている。このため、病院現場の経営状況を総合的に点検し、病院長をはじめとする経営幹部と現場の管理者が、病院経営の健全化に向けた必要な取組等を真摯に話し合い、その上で経営強化プランの必要な見直し、これを速やかに実現していく生産性向上 PDCA マネジメント態勢の構築に向けて、必要となる経営人材（以下「PDCA マネジメントサイクルの実践者」という。）を育成・強化する必要がある。

本業務は、病院現場における部門責任者や現場責任者などのミドルマネジメント層から、最前線の現場で活動する業務従事者までを、病院経営の健全化を実現するための PDCA マネジメントサイクルの実践者と位置づけ、それぞれの役割や職責に応じて自ら病院経営の現状を的確に把握し、経営改善に向けた行動変容をデザインし、これを実践する自律的な現場力の向上を目的とする。

(3) 業務内容

1) 病院経営マネジメント研修業務

- 県立6病院における過年度決算データ並びに月次決算データ（財務・非財務）に基づき、財務分析・原価計算・生産性分析・診療報酬請求情報分析・外注及び調達コスト分析など病院経営の健全化に向けた実践的な取り組みを、速やかに検討するために必要となる包括的かつ横断的な経営分析を毎月実施すること。
- 経営分析の結果に基づき、県立6病院における部門責任者や現場責任者であるミドルマネジメント層が自律的に経営強化プランの必要な見直しを図り、これを実現する PDCA マネジメントサイクルの実践者を育成・強化する研修プログラムを企画し、これを運営すること。
- 病院経営マネジメントは、医師の理解と協力により、病院経営の健全化に向けた実効的な取組が担保されると考える。そこで、経営分析の結果に基づき、看護部門やコメディカル部門など他職種と協働して取り組むことが必要な病棟マネジメントや外来マネジメントの業務改革について、医局や診療部門が経営上の役割を理解し、自律的に協働していく実践的な経営行動を、速やかに醸成するための研修プログラムを企画し、これを運営すること。
- 病院経営マネジメントは、病院現場における毎日の適切な経営行動の積み重ねにより、実効性が担保されると考える。そこで、PDCA マネジメントサイクルの実践者となる業務従事者に対し、経営分析の結果に基づき、自らの役割と期待される行動を学習できる研修プログラムを企画し、これを運営すること。

2) 病棟マネジメント研修業務

- 病院経営の健全化に向けた実効的な経営行動の一つに病棟マネジメント改革がある。県立病院看護部は、病棟マネジメント改革として「セル看護方式とチームコンパスの一体的な運用モデル」の確立に向けて実践的な取り組みを令和6年度より開始している。そこで、看護業務改革が適切かつ着実に実を結ぶことができるよう研修プログラムを企画し、これを運営すること。

(4)本業務に関する提案にあたり留意すべき事項

1) 提案する内容を検討するための基本条件

本業務は、沖縄県立病院の経営健全化を実現するための戦略的な業務の一つであり、これと別に公募する「令和7年度県立病院経営健全化総合対策業務」との相乗効果により、戦略的に経営目標を達成することを企図している。よって、提案する内容は、「令和7年度県立病院経営健全化総合対策業務」との業務関連性を十分に反映した内容とすること。この条件を充たさない限り、提案された内容は審査の対象外とする。

2) 県立6病院に対する月次決算に基づく包括的かつ横断的な経営分析業務

県立6病院における月次決算データ(財務・非財務)を、毎月20日までに包括的かつ横断的に経営分析ができるシステム環境を提供すること。また、経営分析の結果は、標準化された経営管理指標等に基づき、全国の同規模病床を有する病院群と比較検証できる内容であること。

なお、提供する経営分析システムは、オンラインで必要な操作を行い、経営分析の結果も必要な媒体に取り出せる等、PDCAマネジメントサイクルの実践者が容易に操作できるWEBシステムであること。

3) PDCA マネジメントサイクルの実践者研修業務

上記1)の経営分析の結果を活用し、病院現場における部門責任者や現場責任者などのミドルマネジメント層、医局や診療部門に所属する医師、最前線の現場で活動する業務従事者に対して、県立6病院の各部門が管理する経営資源(人・モノ・カネ・情報)を、いかに効率的かつ効果的に運用していくかという切り口に基づき、病院経営の健全化に向けた期待される役割と実践的な経営行動に関する研修プログラムの研修内容と方法を明示すること。

【想定する条件】

①集合型研修

ア) 研修場所\_北部病院、中部病院、南部医療センター、精和病院、宮古病院、八重山病院

イ) 1会場(100人以下)

②研修時間(1回あたり「講義90分+ディスカッション30分」)

③研修資料(テキスト配布)

④研修実施回数(県立6病院で上半期1回、下半期1回の年2回は必ず実施すること)

⑤WEBの視聴ができること

4) 病棟マネジメント研修業務

本業務の趣旨・目的を十分に理解した上で、研修業務の企画・運営を適切に説明すること。

【想定する条件】

①集合型研修(300人)

②研修場所(県立病院以外の研修会場を確保すること。)

③研修時間(1日研修又は半日研修)

④研修資料(テキスト配布)

⑤研修実施回数(上半期1回、下半期1回の年2回は必ず実施すること。)

⑥WEBの視聴ができること

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月6日まで

(6) 業務量の目安 25,000千円以下(消費税及び地方消費税を含む)

※ 当該金額は予算の上限額であり、沖縄県病院事業局財務規程(平成18年規程第19号)第130条第1項の規定により定める契約の予定価格ではない。

(7) 成果品

1) 業務完了報告書(受託実績報告、委託料精算書、その他委託者が指示するもの):3部

2) 業務完了報告書の電子データ一式(DVD-ROM):1セット

(8) 業務の実施形態

1) 再委託の禁止

本業務の性質上、業務の再委託は原則認めない。

2) 再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

(9) 本業務は、受託者となり得る者を特定するにあたり、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、その他本業務を適正かつ円滑に実施すると認めるための必要事項が説明されている書類等（以下「提案書」という。）の提出を求め、この提案書の中から最も適した者を優先交渉権者として特定するための公募型プロポーザル方式による業務である。

## 2 参加資格（応募資格）

提案書を提出しようとする者は単独の企業とし、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加資格に関する基本要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

ウ 参加しようとする者が次のいずれかに該当することのないこと。

(ア) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは本業務の契約を予定する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(カ) 再委託を予定する者にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者との契約を予定したと認められる者。

(キ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方として予定していた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、県が参加しようとする者に対して当該契約予定の解除を求め、これに従わない者。

エ 3の「提案書の特定に関する事項」にかかる「期待される成果の確実性」に関する要件として、直近2年間の業務実績のうち①から⑥までの何れにも該当しないときは、参加資格を充たさない者とみなし、失格とする。

オ 当該業務の見積額が1の(6)の金額を上回るときは、失格とする。

(2) 参加資格に関する特記要件

本業務とは別に公募する「令和7年度県立病院経営健全化総合対策業務」について、参加資格を有していること。これを充たさない者は、失格とする。

その理由として、本業務は、沖縄県立病院の経営健全化を実現するための戦略的な業務の一つであり、これと別に公募する「令和7年度県立病院経営健全化総合対策業務」との相乗効果により、戦略的に経営目標を達成することを企図しているため、特に充たすべき参加資格の要件となる。

### 3 提案書の特定に関する事項

提案書に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
提案する企業の経営経験及び能力	期待される成果の確実性	<p>直近2年間（令和5年度から令和6年度まで）の実績を評価する。</p> <p>① 全国の病院（200床以上）に対する経営コンサルティング業務の実績がある。</p> <p>② 公立病院の経営改革又は経営改善に対するハンズオン（伴走支援）の実績がある。</p> <p>③ 全国の病院（200床以上）に対する業務改革又は業務改善に対するコンサルティング業務の実績がある。</p> <p>④ 公立病院に対する業務改革又は業務改善に対するコンサルティング業務の実績がある。</p> <p>⑤ 全国の病院（200床以上）に対する経営コンサルティング業務等（上記①から④までの業務）での結果を踏まえ、当該病院の課題解決を図るための経営人材の育成に関する研修業務の実績がある。</p> <p>⑥ 全国の病院（200床以上）に対する経営コンサルティング業務等（上記①から④までの業務）とは別に、全国の病院（200床以上）からの注文により、課題解決を図るための経営人材の育成に関する研修業務の実績がある。</p> <p>⑦ 上記に該当しない。</p> <p>※ 業務実績には、①から⑥までにに関する業務実績を別記様式3に記載すること。</p> <p>※ 「全国」とは、沖縄県以外の他の都道府県における業務実績を指す地理的表現であり、もとより沖縄県内での業務実績があれば、これも業務実績に含まれる。</p> <p>※ 得点配分として、20点（①から④までの中で業務実績が2件以上あり、これに加えて⑤から⑥までの中で業務実績が2件以上あること。）15点（①から④までの中で業務実績が1件以上あり、これに加えて⑤から⑥までの中で業務実績が1件以上あること。）、10点（⑤から⑥までの中で業務実績が2件以上あること。）5点（⑤から⑥までの中で業務実績が1件以上あること。）</p>	①20 ②15 ③10 ④5 ⑤0
業務執行体制	業務執行能力及び責任体制	<p>本業務の趣旨を十分に理解し、その実現に向けて迅速かつ確実に遂行するための業務執行体制（管理責任者、業務執行担当者等）及び業務執行スケジュール、ならびに外部専門家等の活用するときの調整スケジュール等の提案内容を評価する。</p> <p>※作成にあたり留意すべき事項として、明記すべき項目に対して概観性と明瞭性に照らして説明すること。</p> <p>なお、想定するスケジュールは、始期を令和7年4月とし、終期を令和8年3月とすること。</p> <p>※本参加説明書の（1業務概要）の（3業務内容）に関する事項に関する業務執行体制及び業務執行スケジュール</p> <p>1）病院経営マネジメント研修業務</p> <p>2）病棟マネジメント研修業務</p>	①30 ②25 ③20 ④15 ⑤10 ⑥5 ⑦0

本業務に関する提案にあたり留意すべき事項	目的 妥当性	以下の観点を踏まえ、提案内容の的確性を総合的に評価する。  ※業務内容の趣旨・目的を十分に理解した提案内容となっているか。	①20 ②15 ③10 ④5 ⑤0
	概観性及び明瞭性	以下の観点を踏まえ、提案内容の概観性と明瞭性を総合的に評価する。  ※漏れなくダブリなく、分かりやすい説明がなされているかが重要な着眼点。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 想定条件を踏まえた上で、必要な内容（方法、着目点）が網羅されているか。</li> <li>&gt; 想定条件を踏まえた上で、必要な内容が明瞭に説明されているか。</li> </ul>	①15 ②10 ③7 ④3 ⑤0
	目的 関連性	以下の観点を踏まえ、提案内容に関する期待される効果性を総合的に評価する。  ※「令和7年度県立病院経営健全化総合対策業務」との業務関連性を十分に反映した内容となっているか。	①15 ②10 ③7 ④3 ⑤0

#### 4 参加表明書の提出

参加を希望する者は、下記のとおり参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出先

沖縄県病院事業局総務企画課人材育成班

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 4F

担当：上原

TEL：098-866-2832

Mail：uehartkm@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出期間、提出方法

① 期 間 公募開始日から令和7年2月21日（金）午後12時まで（必着）

② 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

③ 提出方法 持参又は郵送等により原本を提出すること。期限までに間に合わない場合は、メールで担当者に送付し、令和7年2月25日（月）12時までに原本を提出すること。メールの到着確認は申請者の責任で行うこと。

(3) 提出書類

別添の参加表明書

(4) 参加資格者の決定及び通知

参加表明書を提出した者であり、かつ参加資格の要件を充たす者に対して、電子メールにより提案書の提出依頼の文書を通知する（以下「参加資格者」という。）。なお、提案書の提出後に参加資格の要件を満たさない事実が確認されたときは、直ちに失格とする。

通知の日時：令和7年2月25日午後15時

#### 5 提案書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

① 期 間 参加資格者は、令和7年3月12日（水）午後12時まで（必着）に提出すること。

② 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

③ 提出方法 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送は不可。）により原本を提出すること。

④ 提出部数

(ア) 提案書（別記様式-1及び2、参考見積書、提案説明資料）：8部（正1部、副（コピー）7部）

(イ) 業務実績証明資料：2部（(ア)の提案書とは別冊とすること。）

(ウ) (ア)の提案書、(イ)の業務実績証明書を1冊にまとめ、ページ番号を付すこと。

オ 提出先 沖縄県病院事業局総務企画課人材育成班

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 4F

担当：上原

TEL：098-866-2832

(2) 提案書の作成方法

① 提案書は別記様式-1及び2の作成のほか、参考見積書（内訳書を含むこと。）公募実施要領3の「提案書の特定に関する事項」に関する必要事項を説明した任意様式の資料、とともに1冊にまとめ、別記様式-1を表紙として提出すること。また、ページ番号を付すこと。

② 参考見積書（内訳書を含むこと。）

提案書の内容を反映した参考見積書を1の(6)に示す業務量の目安以下で積算すること。様式は任意とする。なお、消費税及び地方消費税の税率は10%で見積り、税抜き額と税額を分けて明示すること。

なお、選定後、提案内容を反映した仕様書の調整を行い、仕様書の確定後、あらためて見積書の提出を依頼する。

(3) 提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は明示した条件に適合しないものについては、無効とする場合がある。

(4) 提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、提案書の内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された提案書の内容が受託者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき損害の賠償の請求を行うことができる。

## 6 提案書に関するプレゼンテーション

提案書の内容について、次の期日、場所においてヒアリング（提案事業者あたりプレゼンテーション及び質疑応答を含め 15 分以内）を行う。なお、参加表明者が単独であるとき、又は特段の事情から書面審査のみで受注者を選定する場合がある。

- (1) 期 日 令和 7 年 3 月 13 日（木）指定する時間
- (2) 場 所 指定する会場（沖縄県那覇市）
- (3) 機材等 使用不可（資料配付も不可）
- (4) その他 提案書に関する説明者は 3 人以内とする。

## 7 優先交渉権者の特定に関する選定日

優先交渉権者の特定は、下記の期日までに仮選定し、提案書を提出した者に通知する。

期日 令和 7 年 3 月 14 日（金）（予定）

## 8 契約保証金

契約を締結とする者は、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

## 9 配置予定管理者及び担当者の確認

提案書の特定後、配置予定管理者及び担当者の変更は認められない。ただし、病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、2 に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定管理者又は担当者と同様以上の者であるとの委託者の承認を得なければならない。

## 10 支払条件

精算払いとする。

## 11 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

## 12 その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格のない者の評価又は参加表明書、提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (5) 本業務の各種手続に関して発生する全ての費用は、参加表明者及び提案者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書は選定及び評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び提案書は公開しない。
- (7) 優先交渉権者の特定について、本業務と別に公募する「令和 7 年度県立病院経営人材強化総合対策業務」を包括的に審査し、同一の提案者を特定する。